

確定申告の時期が近づいてきました

～所得税の確定申告と納税は正しくお早めに～

問 長崎税務署 ☎ 095-822-4231 役場税務課住民税係 ☎ 095-801-5785

所得税は、納税者自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする申告納税制度を採用しています。所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税は期限(3月16日㈪)までに行いましょう。

例年、申告会場は大変混雑します。ご自宅からのスマホ・パソコン申告や、申告書の自己作成・郵送(長崎税務署宛)での申告書提出にご協力ください。会場へご来場の際は、源泉徴収票などの申告に必要な書類、マイナンバーカードなどをご持参ください。

確定申告本会場

長崎税務署本会場 長崎新聞文化ホール「アストピア」2階
(長崎市茂里町3-1)

問 長崎税務署 ☎ 095-822-4231

アクセス: ココウォーク茂里町バス停から徒歩2分(※右図参照。)

2月16日㈪～3月16日㈪(土日祝除く)、3月1日㈰ 9時～16時

●専用の駐車場および駐輪場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

●土日祝日は休みですが、3月1日㈰に限り申告会場を開設します。

●原則ご自身のスマートフォンで申告書の作成を行っていただきます。

※長崎新聞文化ホール「アストピア」会場への入場には、「入場整理券」が必要です。



入場整理券について

配付方法・会場での当日配付

・LINEアプリによる事前発行(来場希望日の10日前から申込可能)

※事前発行は、「国税庁」LINE公式アカウントを友だち追加の上お申し込みください。

※指定された入場時間内にご入場ください。

※入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることもあります。

長与町役場会場(水道局3階) 役場税務課住民税係 ☎ 095-801-5785

2月16日㈪～3月13日㈮(土日祝除く) ※「入場整理券(当日券)」はなくなり次第配付終了

●申告を行う方は、「入場整理券(当日券)」または「LINEアプリによる来場予約」が必要です。

●「入場整理券(当日券)」は、午前8時から1日80枚(午前午後各40名)配付予定です。午前9時までは水道局1階に、午前9時以降は水道局3階に設置しますので、必要分を当日にお取りください。

●「LINEアプリによる来場予約」の方は、長与町公式LINEアカウントの友だち追加が必要です。1日50枠(午前午後各25名)の予定です。2月から予約受付いたします。

●人数・入場制限を行いますので、早めに受付を終了することがあります。

長与町公式LINEアカウントはこちら▶



●町会場で受付できない申告

※以下の申告は、スマホ・パソコン申告または長崎税務署本会場「アストピア」で行ってください。

・令和6年分以前の申告(更正の請求、修正申告を含む) ・青色申告

・令和8年1月1日現在、長与町に住民票の無い方の申告 ・消費税、相続税、贈与税の申告

・新築住宅以外の住宅借入金等特別控除(借換え含む)の申告 ・準確定申告(亡くなられた方の申告)

・分離課税申告(株式、先物、譲渡、配当、損失繰越、退職など) ・総合課税の譲渡所得申告

・その他、複雑な申告(山林所得、雑損控除、国外居住親族の扶養控除、相続等に係る個人年金など)

土地や建物を売却した方の譲渡所得の申告相談日

時 2月18日㈬・19日㈭(2日間のみ)

新築住宅の「住宅借入金等特別控除」の申告相談日

時 2月18日㈬・19日㈭・20日㈮(3日間のみ)

※上記期間以外は、長崎新聞文化ホール「アストピア」会場での受付となりますのでご注意ください。

町県民税(住民税)の申告 所水道局3階

問 2月9日(月)～3月13日(金)(土日祝除く) ※「入場整理券(当日券)」はなくなり次第配付終了

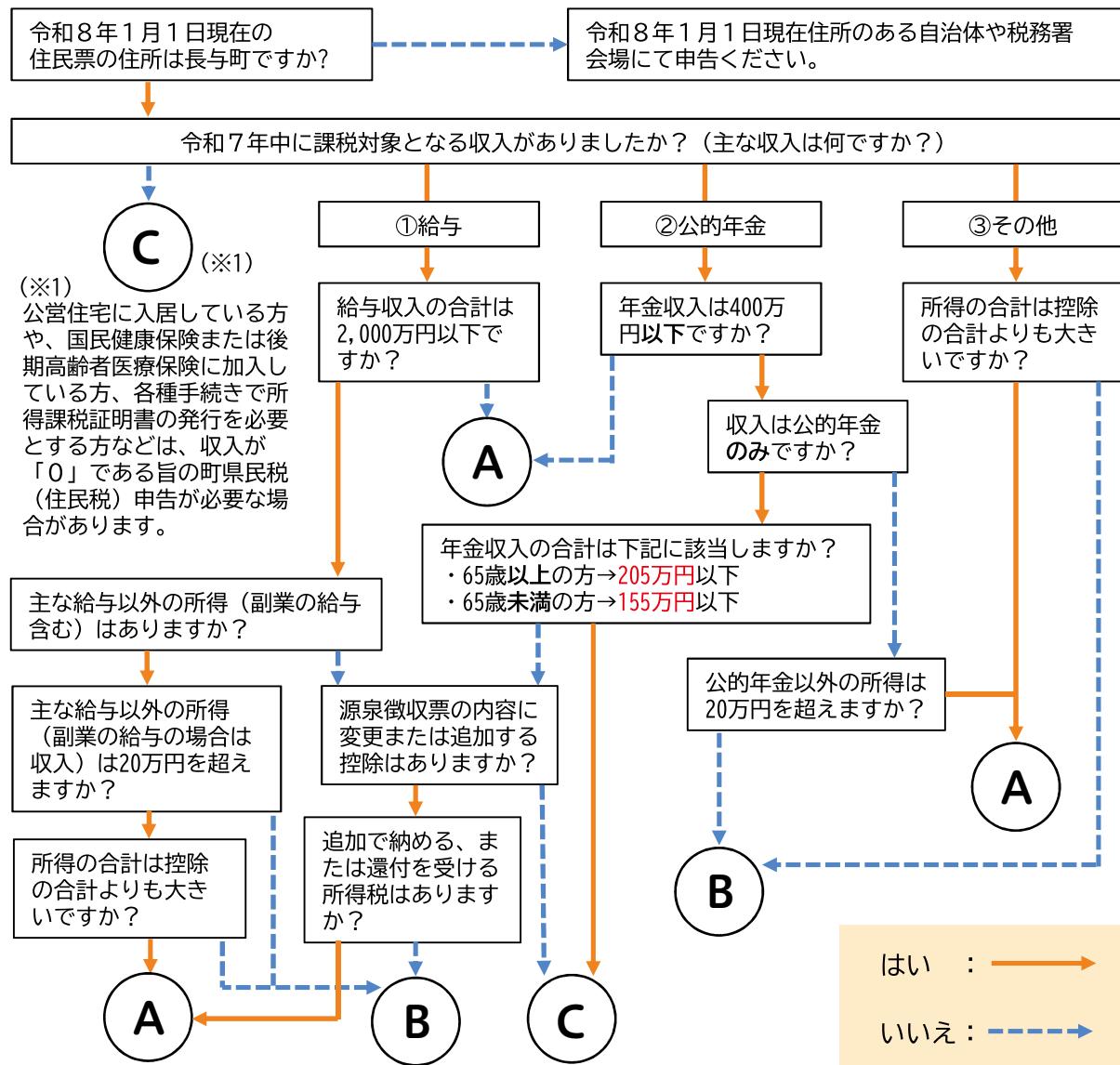
※確定申告期間と重なりますと大変混み合いますので、可能な限り2月13日(金)までの申告をお願いします。

また、郵送での提出にご協力ください。詳細は「広報ながよ1月号」をご覧ください。

確定申告が必要かチェック!

このフローチャートは一般的に解説したもので、条件によっては該当しない場合がありますのでご了承ください。

スタート



A

所得税の確定申告が必要です。（⇒町会場での申告は 2月16日(月)～3月13日(金)）

B

所得税の確定申告は不要ですが、町県民税申告が必要です。（⇒町会場での申告は 2月9日(月)～3月13日(金)）

C

確定申告、町県民税申告は不要です。※ただし、確定申告をすることで、納めすぎている所得税が還付になる可能性があります。

九州北部税理士会長崎支部から「無料税務相談」のお知らせ

問 九州北部税理士会長崎支部 ☎095-821-0600

時 2月20日(金) 10時～16時

九州北部税理士会長崎支部では、税理士記念日に合わせて、令和7年分の所得税確定申告関係を中心に、電話による無料税務相談を実施します。

相談専用電話番号 ☎095-821-2611

長与町会場での申告に必要な書類

○収入額のわかるもの

- ・給与、年金の源泉徴収票
 - ・作成済の収支内訳書
 - ・報酬等の支払調書 など

○控除額のわかるもの

- ・国民年金保険料、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書

※毎年1月に届く国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の確定申告用納付済証明書（はがき）
が、令和8年1月以降は保険税（料）ごとに作成・送付されますのでご注意ください。

・作成済の医療費控除明細書

- #### ・障害者手帳、療育手帳

- ### ・寄附金の受領証明書 な

・本人名義の口

- ・個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
 - ・本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - ・「確定申告のお知らせ」（税務署から送付されている人）

申告に必要な書類をご用意いただけなかった場合や足りない書類があった場合は、会場で申告書を作ることができないことがありますので、必ずお持ちください。

給与源泉徴収票

報酬支払調書

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

令和 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

年金控除証明書

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

年金の源泉徴収票の確認をお願いします！

年金の「源泉徴収票」と間違えて、「振込通知書」を持ってこられる方が毎年多くいらっしゃいます。振込通知書では確定申告の受付ができませんので、確認のうえご来場ください。



医療費控除Q & A ?

確定申告の時期が近づいてきました。

昨年に引き続き、今年も医療費控除のQ & Aを掲載しております。二次元コードより昨年の記事も併せてご覧いただき、ご自身の申告の参考にされてください。



Q1) 医療費の支払いが10万円以上ないと医療費控除は受けられませんか?

A 1 支払った医療費が10万円に満たなくても、医療費控除が受けられることがあります。

医療費控除の対象となる額は、以下のいずれか少ない方を超える部分です。

・10万円

- ・総所得金額等の5%（年間の総所得金額等が200万円未満の場合）

◎例えば、65歳以上で公的年金収入250万円のみの方の場合、総所得金額等が140万円となり、この5%は7万円なので、年間医療費が7万円を超える場合は控除の対象となります。

※収入の種類によって所得金額の計算方法は異なります。

Q2) 医療費控除は年末調整で受けることができますか?

A 2 できません。医療費控除を受ける場合は、確定申告をする必要があります。その際は必ず「医療費控除の明細書」が必要となります。詳しくは昨年度Q&AのQ2をご覧ください。

Q3) 通院費は医療費控除の対象になりますか？

A 3 公共交通機関（バス、電車等）の運賃が対象となります。

タクシー代は公共交通機関が利用できない場合や、やむを得ない事情がある場合のみ対象となります。自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場代は対象となりません。

令和8年1月1日より 火の取り扱いに関するルールが新設されます

問 地域安全課消防防災係 ☎095-801-5782 産業振興課農林水産係 ☎095-801-5836

長崎市消防局予防課 ☎095-822-0429

全国的に大規模な林野火災が相次いだことを踏まえ、「林野火災注意報」および「林野火災警報」が令和8年1月1日より新設されました。

林野火災注意報・警報の詳細については、下記のとおりです。

	林野火災注意報	林野火災警報
種 別	火の使用制限の注意喚起 (努力義務)	火の使用制限 (義務)
罰 則	なし	30万円以下の罰金又は拘留 (消防法第44条第18号)
火の使用の制限 (条例第29条)	注意報または警報が発令された場合における火の使用制限は下記のとおり ①山林、原野等において火入れをしないこと ②煙火を消費しないこと ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと ④屋外においては、可燃性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと ⑤山林、原野等で指定された区域内において喫煙をしないこと ⑥残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること	

林野火災注意報および警報の発令基準や区域指定等については、下記のとおりです。

内 容	説 明
林野火災注意報の発令基準	下記のいずれかの気象条件に該当する場合に発令する ①前3日間の降水量が1ミリ以下かつ前日までの30日間の降水量が30ミリ以下の場合 ②前3日間の降水量が1ミリ以下かつ【乾燥注意報】が発表された場合 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しない
林野火災警報の発令基準	林野火災注意報の指標に加えて【強風注意報】が発表された場合に発令
発令区域の指定	①森林法第5条に規定する都道府県知事が作成する地域森林計画の対象区域 ②森林法第7条の2に規定する森林管理局長が作成する国有林の地域別森林計画の対象区域
発令期間の指定	大規模な林野火災の多発期（1月～5月）
発令時の周知方法	テレビ、ラジオ 町ホームページ 防災行政無線・町公式SNS（警報発令時のみ） 林野火災注意報・ 警報の発令状況は こちらでご確認ください (長崎市ホームページ) 

林野火災注意報

森林の区域における火の使用を控えるよう努める必要がある

「森林の区域」において



たき火を
しない



タバコを
吸わない

などについて努力義務がかかります

森林法第5条に規定する都道府県知事が作成する地域森林計画の対象区域



画像ながさきデータマップ森林計画図：Map Data from Open Street Map

林野火災警報

森林の区域における火の使用が禁止されます

「森林の区域」において



たき火の
禁止



タバコの
禁止

などについて 制限 がかかります(罰則あり)